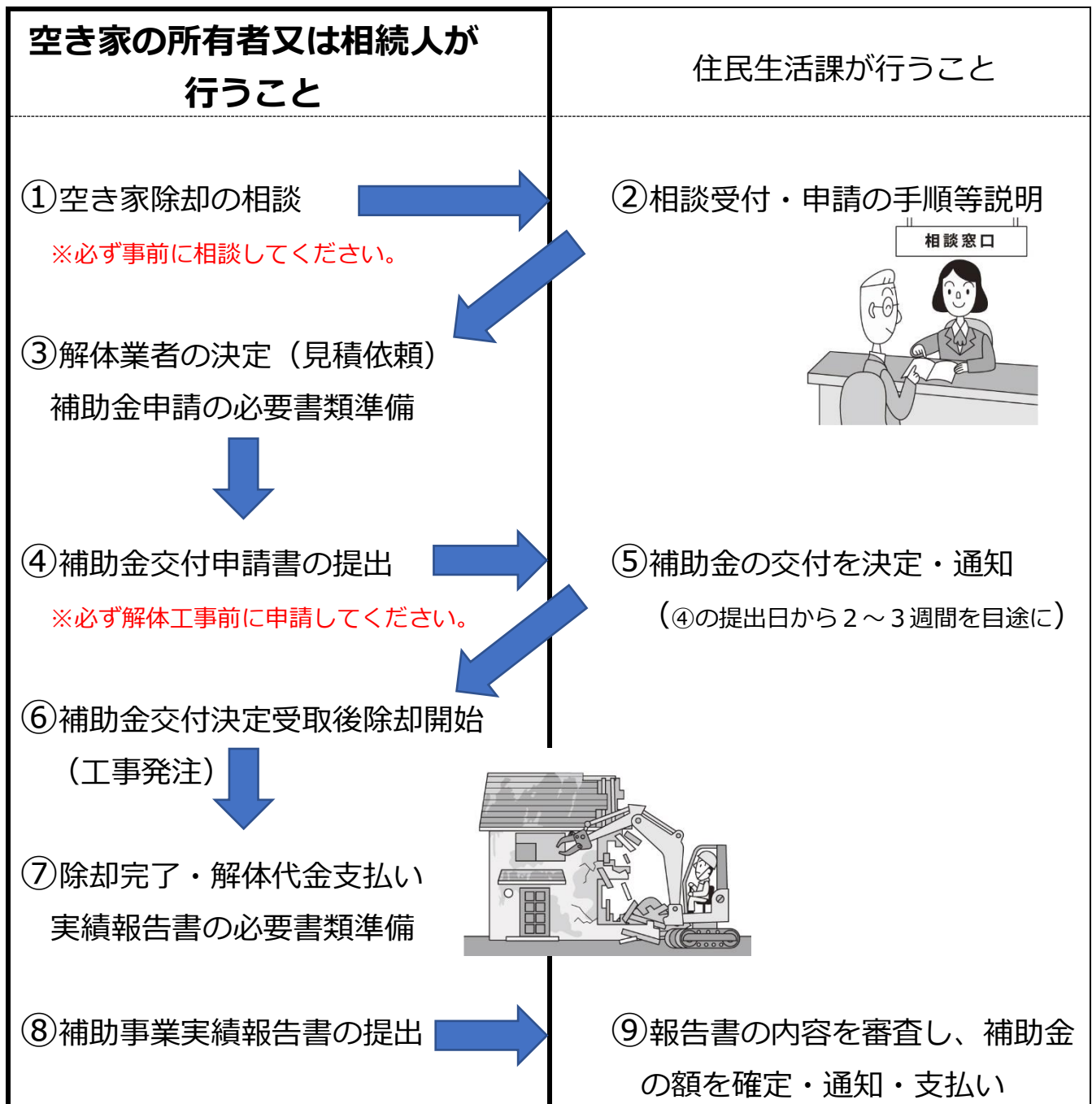


「五城目町空き家解体撤去費補助金」 20万円 (補助金の上限)

手続きの流れ (予算に限りがあるので年度内、早めの申請をお勧めします)

【補助金を受けるための必須事項 (抜粋)】

- 1年以上空き家であり、解体後に敷地内が更地になること (別紙参照)
- 個人が所有する一戸建ての住宅 (店舗併用住宅は住居部分が1/2以上) を全部解体撤去すること
- 町税の滞納がないこと



解体後は、①②の書類提出を忘れずをお願いいたします。

①秋田地方法務局へ「建物滅失登記申請書」を提出 (Tel018-862-6531)

②町税務課へ「滅失届」を提出 (Tel018-852-5144)